

令3香南市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和3年10月7日

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 駒田 文雄

令和3年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠した。

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和3年6月30日から7月6日まで

3 監査の対象事項

- (1) 令和2年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目
- (2) 令和2年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

- 福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、高等職業訓練給付金返納金、障害福祉医療費高額療養費返納金
- 高齢者介護課 … 【一般会計】老人保護措置費負担金
【介護特会】介護保険料
- 上下水道課 … 【公営企業会計】上水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料
- 税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入
【国保特会】国民健康保険税
- 市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金、児童扶養手当過誤払金等返納金
【国保特会】第三者納付金（一般分）、同（退職者分）、返納金（一般分）
【後期特会】後期高齢者医療保険料
- 住宅管財課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費
- 環境対策課 … 【一般会計】粗大ごみ処理手数料

- 建設課 ……【一般会計】中山間地域総合整備事業分担金
- 人権課 ……【一般会計】赤岡市民館使用料
- 学校教育課 ……【一般会計】給食費納付金
- 生涯学習課 ……【一般会計】社会教育施設使用料（公民館・図書館・集会所）
- こども課 ……【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金、児童クラブスポーツ保険料負担金

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正、適切になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和2年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和2年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表 (単位：円、%)

会計区分		2年度	元年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	39,885,281	55,426,166	△ 15,540,885	△ 28.0
	過年	232,152,654	254,149,984	△ 21,997,330	△ 8.7
	小計	272,037,935	309,576,150	△ 37,538,215	△ 12.1
特別会計	現年	35,805,422	46,888,776	△ 11,083,354	△ 23.6
	過年	62,043,967	75,722,362	△ 13,678,395	△ 18.1
	小計	97,849,389	122,611,138	△ 24,761,749	△ 20.2
公営企業会計	現年	11,345,370	8,588,240	2,757,130	32.1
	過年	36,800,337	33,911,347	2,888,990	8.5
	小計	48,145,707	42,499,587	5,646,120	13.3
合計		418,033,031	474,686,875	△ 56,653,844	△ 11.9

令和2年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表 (単位：円、%)

会計区分	2年度	元年度	比較増減額	増減率
一般会計	20,080,304	26,826,986	△ 6,746,682	△ 25.1
特別会計	8,901,151	11,981,457	△ 3,080,306	△ 25.7
公営企業会計	431,950	0	431,950	皆増
合計	29,413,405	38,808,443	△ 9,395,038	△ 24.2

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は15,540,885円(28.0%)減少、過年度分は21,997,330円(8.7%)減少し、合計で37,538,215円(12.1%)減少となっている。特別会計では、現年度分が11,083,354円(23.6%)減少、過年度分は、13,678,395円(18.1%)減少し、合計で24,761,749円(20.2%)減少となっている。

当年度から下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業は、特別会計から公営企業会計へ移行しており、公営企業会計では、現年度分で2,757,130円(32.1%)増加、過年度分で2,888,990円(8.5%)増加し、合計で5,646,120円(13.3%)増加となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は418,033,031円となり、前年度に比べ56,653,844円(11.9%)減少しているが、看過できる状況ではない。引き続き裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は2,9413,405円を計上し、前年度に比べ9395,038円(24.2%)減少している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 粗大ごみ自動券売機に係る事務処理について（環境対策課）

粗大ごみ自動券売機（以下「券売機」という。）においては、「香南市粗大ごみ自動券売機手数料処理取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を定め、第7条で鍵の管理に関して「券売機の鍵は、課長が管理する。職員は、券売機の鍵を使用しようとするときは、粗大ごみ自動券売機鍵持出簿（以下「鍵持出簿」という。）に必要事項を記載し、課長の確認を受けなければならない。」と規定している。

本監査で、鍵持出簿に記載された事項と券売機から発行されるジャーナル（券売機の売り上げ、日時等が記載された記録用紙）の記録において、鍵の持出時刻・返却時刻と用務内容に整合性のとれていないものが複数確認された。

また、鍵を使用する用務を行っているにもかかわらず、鍵持出簿への記載がされていない取扱も確認された。

鍵持出簿は、職員の業務管理や公金の適正な管理を行うためのものであり、鍵の持出状況を正確に記載する必要がある。券売機の取扱に対する課内における管理意識の甘さが、不適正な事務処理に繋がったと言わざるを得ない。

今後は、「取扱要領」を遵守し、公金管理に対する意識を持って、業務に取り組み、適正な運用管理を行うよう努められたい。

(2) 赤岡市民館使用料について（人権課）

本監査で、赤岡市民館の施設を利用した一部の団体において、冷暖房費の収入調定が適正に行われておらず、未収金が発生しているケースが複数確認された。

監査期間終了後、人権課からの同市民館使用料に関する報告では、複数の団体において、冷暖房費の収入調定が複数回行われておらず、また一部の団体においては、冷暖房費以外に、施設使用料についても同様のケースがあった。

令和2年度における冷暖房費及び施設使用料の未調定額は、当年度の同市民館使用料の約3割にあたり、職員の徴収事務に対する管理意識の低さと課内のチェック体制が不十分であったことを示している。

調定については、地方自治法第231条により、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とされている。調定はその発生した収入内容を調査して明確にし、金額を決定する重要な行為で、調定事務を適正に行うことは、収納管理の基本であり、正確な歳入を確保するために必

要である。

今後は、施設使用料等の管理において、職員の債権管理に対する意識向上を図るとともに、歳入業務における課内での事務の改善、チェック体制の強化等を図り、法令等を認識したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

なお、過年度分の使用料についても調査し、確認する必要があると思われる。

3 総括

債権の徴収業務については、税務収納課を中心に各課の担当者が連携し、徴収業務の勉強会を行っており、その結果、債権管理方法についてのスキルアップが図られ、債権管理に対する取組は、全体的に以前より向上している。

しかし、債権管理の基本である交渉記録の記載内容においては、いまだ不十分なものが散見されるなど、課や係によって取組内容に違いがあった。

また、不納欠損処理の回議書において、香南市財務規則第4条第5号で規定されている企画財政課長への合議がないものや、決裁の必要がない課長に回議書を回しているものがあった。また、同じ課であっても係によって保存年限が異なるものが見受けられた。

公文書として、情報公開の観点からも根拠法令に基づく適正な文書管理を行い、対外的にも分かりやすい文書の作成に努められたい。

今後においても全庁的に債権に対する職員の意識向上をはかるため、勉強会の継続や研修会への参加を行い、適正な文書管理に努めるとともに収入未済額の減少、公平公正な徴収及び管理業務に邁進され、関係各課が連携し確実な債権回収につなげていくことを望むものである。